社会・地域で生活する

障害者総合支援法（2012年6月成立）の基本理念では、「社会で生活する」ことが第一におかれています。

どのような障がいをもつ方でも、社会・地域で生活していけるようにしよう。そして、みんなで支援していこう。このことは、あたりまえのことかも知れません。

「ともに生きる」　そのような社会づくりが本格的にスタートしました。

ご利用案内

【相　談　日】　月～金曜日
土・日・12/29-1/3 休み
【相談時間】　９：００～１６：１５
【駐　車　場】　１台

要予約

相談支援スペース「ゆめ」

〒193-0932
東京都八王子市緑町 935-15
TEL/FAX　042-649-7077

e-mail　yume0426@dream.jp

八王子　なみき福祉会　検索

URL:https://npo-namiki.mods.jp

相談支援スペース「ゆめ」 所在地

ささえあってすごせるまちをめざして

特定相談支援事業所
「サービス等利用計画」作成

相談支援スペース「ゆめ」

私たちの希望がかなえられるといいな？

NPO 法人　なみき福祉会

地域でくらす。　障がいのある方やその家族からの相談に、専門の相談員がお話をお聞きします。

放課後等
デイサービス

会社

就労移行支援
就労継続支援(A・B)

日中は？

作業所

生活介護
自立訓練（通所）等

買い物は？

移動支援

ガイド
ヘルパー

コンサートにも行きたいな

たのしく作業所で仕事をして、なかまとグループホームですごしたいな

夜は？

家　　グループホーム

ショートステイ

専門機関

発達障害者
支援センター等

障がいをお持ちの方が、地域で暮らせるよう、行政、施設、地域と連携し、願いが実現するようお手伝いをします。

サービス等利用計画・障害児支援利用計画

特定相談支援事業所とは？

都道府県の指定をうけて、皆さんが障害者福祉サービスを利用するための、「サービス等利用計画書」「障害児支援利用計画」の作成を行う機関です。

相談事業として障がい者の福祉に関する相談に対して必要な情報の提供や助言をおこなうことを区市町村から委託され、行政と連携して、さまざま相談に応じていきます。

相談・計画作成は**無料**です。
ご相談内容の秘密は守ります。

相談のながれ

- **相談受付**
  ↓
- 面接及び契約
  ↓
- サービス等利用計画案
  ↓　障害児支援利用計画案の作成
- 支給決定
  ↓
- 関係者会議の実施
  ↓
- **サービス等利用計画**
  ↓　**障害児支援利用計画の作成**
- サービス利用計画の説明・同意
  ↓
- **サービスの提供開始**
  ↓
- モニタリング

障がいをお持ちの方が作業所やグループホーム等を利用する際に必要な「受給者証」を取得するためには、**サービス等利用計画・障害児支援利用計画**の作成、もしくは「セルフプラン」の提出が必要です。
相談支援スペース「ゆめ」は、受給者証の発行・更新に必要な**サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成**します。

障害者総合支援法（2012 年 6 月成立）